

① 事前協議書の提出

- ・確認申請（計画通知）が必要な工事を行う場合に、事前協議が必要となります。

② 拡幅整備用地の調査

- ・道路等の調査、建築計画の審査、台帳管理等を行います。

③ 拡幅整備線・拡幅整備用地

- ・関係者で協力して、道路の中心や拡幅整備線を確認します。
- ・拡幅整備用地の帰属（寄附/無償使用/自己管理）や整備及び管理の方針を決定します。
- ・拡幅整備用地を市に寄附する場合は、測量/分筆/登記を市が行い、寄附をした用地は非課税となります。また、寄附や無償使用の場合は、拡幅整備用地の舗装工事を市が行い、管理します。

帰属・整備・管理方針	市に寄附	無償使用	自己管理
測量/分筆/登記	★		
舗装工事	★	★	
非課税措置	★		
管 理	★	★	

④ 支障物等の除却

- ・拡幅整備用地内に、建築物や門扉等の障害物がある場合は除却してください。（樹木の移植等やむを得ない場合は、除却の時期を猶予される場合があります。）

⑤ 確定報告書の提出

- ・拡幅整備線が確定した場合は、その結果を示す図面等を提出してください。

⑥ 事前協議書の交付/仮交付

- ・事前協議済み書の交付は、次の条件が必要です。
 1. 拡幅整備用地の帰属・整備・管理の方針に関する協議の終了
 2. 拡幅整備用地内の建築物等・障害物の除却
 3. 拡幅整備線の確定報告書の提出
- ・拡幅整備線の確定に日数を要する場合は、事前協議書の仮交付をしますので、「⑧拡幅整備線の表示」までに拡幅整備線を確定して報告書を提出してください。

⑦ 事前協議済み書の添付

- ・市や民間の確認検査機関に建築確認申請をする際に、事前協議済み書を添付してください。

⑧ 拡幅整備線の表示

- ・門や扉または縁石や土間コンクリート等を築造することにより、拡幅整備線を明確に表示してください。

⑨ 表示届出書の提出

- ・建築完了検査申請をする**4日前**までに表示届出書を提出してください。

⑩ 標章の設置

- ・事前協議と現地の拡幅整備線の表示が一致していることを確認し標章を設置します。
- ・標章の設置と建築完了検査をもって建築完了検査済証を交付します。

事前協議申出書の提出が必要です。

事前協議済み書の添付が必要です。